



平成 23 年 8 月 8 日

各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 19 番 1 号  
株 式 会 社 チ ッ プ ワ ン ス ト ッ プ  
代 表 取 締 役 社 長 高 乗 正 行  
(コード番号：3343 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 梅 木 哲 也  
(Tel 045-470-8750)

## アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社による当社株券等に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 8 日開催の取締役会において、アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に対して賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて各自のご判断に委ねる旨、並びに第 8 回（ろ）新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、第 8 回（い）新株予約権については、平成 23 年 8 月 8 日時点で、当該権利は全て行使済みであり存在しないことから、当該権利に関する決議は特段行っておりません。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社とすることを企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

### 1. 公開買付者の概要

|                   |                                                                                                                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称           | アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社                                                                                                                                 |
| (2) 所 在 地         | 東京都中央区築地一丁目 12 番 22 号                                                                                                                                      |
| (3) 代 表 者 の 氏 名   | ピーター・S・ブラウン                                                                                                                                                |
| (4) 事 業 内 容       | 当社の株式を取得し保有し、本公開買付け終了後に当社事業を支配し、管理すること                                                                                                                     |
| (5) 資 本 金         | 100,000 円                                                                                                                                                  |
| (6) 設 立 年 月 日     | 平成 23 年 7 月 19 日                                                                                                                                           |
| (7) 大株主及び持株比率     | アロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社 100%<br>(アロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社は、ケイマン諸島法人であるアロー・エレクトロニクス (CI) リミテッドの完全子会社であり、アロー・エレクトロニクス (CI) リミテッドは、米国法人であるアロー・エレクトロニクス・インクの完全子会社。) |
| (8) 上場会社と公開買付者の関係 |                                                                                                                                                            |
| 資 本 関 係           | 該当事項はありません。                                                                                                                                                |
| 人 的 関 係           | 該当事項はありません。                                                                                                                                                |
| 取 引 関 係           | 該当事項はありません。                                                                                                                                                |
| 関連当事者への該当状況       | 該当事項はありません。                                                                                                                                                |

(参考) アロー・エレクトロニクス・インクの概要

|      |                          |                                                                                    |
|------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 名 称                      | Arrow Electronics, Inc. (アロー・エレクトロニクス・インク)                                         |
| (2)  | 所 在 地                    | 50 Marcus Drive Melville, New York, U.S.A.<br>(アメリカ合衆国、ニューヨーク州)                    |
| (3)  | 代 表 者 の 氏 名              | Chairman, President and CEO: Michael J. Long<br>会長兼社長兼CEO: マイケル・J・ロング              |
| (4)  | 事 業 内 容                  | 電子部品及び企業向けコンピューティング・ソリューションの産業用ユーザー及び商業用ユーザーに対して、製品、サービス及びソリューションを提供               |
| (5)  | 業 績                      | 平成 22 (2010) 年 売上高 187.4 億 US ドル (約 1.48 兆円) (※)<br>純利益 4.7 億 US ドル (約 371 億円) (※) |
| (6)  | 従 業 員 数                  | 約 12,700 人                                                                         |
| (7)  | 拠 点                      | 世界 52 カ国、340 拠点                                                                    |
| (8)  | 設 立 年                    | 昭和 21 (1946) 年 (創業: 昭和 10 (1935) 年)                                                |
| (9)  | 上 場 市 場                  | ニューヨーク証券取引所<br>(昭和 54 (1979) 年上場、ティッカーシンボル: ARW)                                   |
| (10) | 上場会社とアロー・エレクトロニクス・インクの関係 |                                                                                    |
|      | 資 本 関 係                  | 該当事項はありません。                                                                        |
|      | 人 的 関 係                  | 該当事項はありません。                                                                        |
|      | 取 引 関 係                  | 電子部品・半導体の仕入取引を行っております。                                                             |
|      | 関連当事者への該当状況              | 該当事項はありません。                                                                        |

※ 為替レート: 1 US ドル=79 円にて換算。

## 2. 当該買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社取締役会は、平成 23 年 8 月 8 日開催の取締役会において、公開買付者と本公開買付応募契約 (高乗氏) (後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」①において定義されます。) を締結している当社代表取締役社長である高乗正行氏 (以下、「高乗氏」といいます。) を除く当社取締役 3 名全員 (社外取締役 1 名を含みます。) の出席を得て、その全員一致で、アロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社 (以下、「公開買付者」といいます。) による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けについて、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて各自の判断に委ねる旨、並びに第 8 回 (ろ) 新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権 (以下、本公開買付けの対象となる新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。) を保有する新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。第 8 回 (い) 新株予約権については、平成 23 年 8 月 8 日時点で当該権利は全て行使済みであり存在しないことから、当該権利に関する決議は特段行っておりません。

なお、当社監査役 4 名 (常勤監査役 1 名及び社外監査役 3 名を含みます。) は、その全員が上記取締役会に出席し、その全員が当社取締役会が上記の決議を行うことに関して、異議がない

旨の意見を述べております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

本公開買付けは、公開買付者が当社の発行済株式（本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を含みますが、自己株式は除くものとし、以下同様とします。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的として開始されるものです。公開買付けによれば、公開買付者は、本公開買付け及びこれに続く一連の取引により、当社の完全子会社化を目指しているとのこと

です。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、当社普通株式 8,240 株（保有する当社普通株式及び新株予約権の目的である当社普通株式の合計数が、当社の第 11 期第 1 四半期報告書（平成 23 年 5 月 13 日提出）（以下、「第 1 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（32,759 株）に、平成 23 年 3 月 30 日開催の取締役会において発行する旨が決議され、平成 23 年 4 月 14 日に取締役 3 名に対し割り当てられた新株予約権（716 個）が平成 23 年 4 月 15 日付で行使されたことにより増加した当社普通株式（716 株）及び平成 23 年 3 月 31 日現在の本新株予約権（2,318 個）の目的である当社普通株式（2,318 株）を加えた株式数から、第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在当社が保有する自己株式（3,716 株）を控除した株式数（32,077 株）に占める割合（以下、「保有割合」といいます。）にして 25.69%）を保有する筆頭株主である株式会社図研（以下、「図研」といいます。）との間で平成 23 年 8 月 8 日付で公開買付応募契約（TOB Agreement）（以下、「本公開買付応募契約（図研）」といいます。）を締結しているとのこと。また、公開買付者は、当社普通株式 4,724 株及び本新株予約権 812 個（保有割合にして 17.26%）を保有する第二位株主であり、かつ当社代表取締役社長である高乗氏 及びその資産管理会社の有限会社 Kenny B.（保有する当社普通株式 200 株、保有割合にして 0.62%）（以下「Kenny B.」といい、高乗氏と併せて「高乗氏等」といいます。）との間で平成 23 年 8 月 8 日付で公開買付応募契約（TOB Agreement）（以下「本公開買付応募契約（高乗氏）」といい、本公開買付応募契約（図研）と併せて、以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しているとのこと。上記各契約の規定に従って、図研及び高乗氏等は、本公開買付けが開始された場合には、原則として、それぞれが保有する当社普通株式及び本新株予約権の全部について、本公開買付けに応募することにつき同意しているとのこと（本公開買付応募契約の詳細については、後記「3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

本公開買付けは、21,396 株（第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（32,759 株）に、平成 23 年 3 月 30 日開催の取締役会において発行する旨が決議され、平成 23 年 4 月 14 日に取締役 3 名に対し割り当てられた新株予約権（716 個）が平成 23 年 4 月 15 日付で行使されたことにより増加した当社普通株式（716 株）及び平成 23 年 3 月 31 日現在の本新株予約権（2,318 個）の目的である当社普通株式（2,318 株）を加えた株式数から、第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在当社が保有する自己株式（3,716 株）を控除した株式数（32,077 株）の約 66.7%に相当する株式数から小数点未満に係る株式数を切り上げた株式数）が買付予定数の下限とされており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないものとされております。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定されておられません。

## ② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

### (イ) 公開買付者の概要

公開買付者は、本公開買付けを実施する目的で新たに設立された合同会社です。公開買付者によれば、公開買付者は、アロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社の完全子会社であり、アロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社は、ケイマン諸島法人であるアロー・エレクトロニクス（CI）リミテッドの完全子会社であるとのことです。また、アロー・エレクトロニクス（CI）リミテッドは、米国法人であるアロー・エレクトロニクス・インク（以下、「アロー」といいます。）の完全子会社であるとのことです。アローは、昭和 21（1946）年に設立され、昭和 54（1979）年にニューヨーク証券取引所に上場を果たした米国企業であり、電子部品及び企業向けコンピューティング・ソリューションの産業用ユーザー及び商業用ユーザーに対して、製品、サービス及びソリューションを提供する世界的な販売業者です。アローは、ニューヨーク州メルビルに本社を置き、世界 52 カ国、340 箇所を超える地域におけるグローバル・ネットワークを通じて、1,200 社を超えるサプライヤ、並びに 115,000 社を超える相手先ブランド製造業者（OEM）、契約製造業者（CM）及び法人顧客のサプライチェーン・パートナーとして機能しております。

アローは事業セグメントを二つ有しており、一つはグローバル部品事業セグメント、もう一つは企業向けコンピューティング・ソリューション事業セグメントです。アローは、グローバル部品事業セグメントを通じて、相手先ブランド製造業者（OEM）及び契約製造業者（CM）に電子部品を販売しており、企業向けコンピューティング・ソリューション事業セグメントを通じて、付加価値再販業者（VAR）に企業向けコンピューティング・ソリューションを提供しております。

アローのグローバル部品事業セグメントは、世界で最も規模の大きい、電子部品及び関連サービスの販売業者の一つであり、北米、EMEASA（欧州、中東、アフリカ及び南米）並びにアジア太平洋地域などの世界最大の電子機器市場を対象に、事業を展開しております。グローバル部品事業セグメントは、過去 5 年間に於いて、製品展開の範囲を広げる目的で多くの戦略的買収を成功させ、その地理的範囲を拡大しております。

### (ロ) 当社の概要

当社は、平成 13 年 2 月に設立され、顧客視点に立った電子部品・半導体流通サービスを提供する Web サイト「[www.chiplstop.com](http://www.chiplstop.com)」を通じ、電子部品・半導体のインターネット通販サービスを提供して参りました。当社は、平成 16 年 10 月には株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）が開設するマザーズ市場への株式上場を果たし、日本の電子部品・半導体流通市場を変革することをビジョンに掲げ、電子部品・半導体の流通の仕組みをインターネットと IT を駆使して展開してきました。当社の事業セグメントは電子デバイス事業とソリューション事業であります。当社は、その主たる電子デバイス事業においては、エンジニアの総合プラットフォームとして Web サイトを提供し、Web サイト上で日本最大級の部品型番・技術情報・在庫・価格データベースの中から、「早く」「少量から」「一括で」調達できる仕組みを提供しております。

### (ハ) 公開買付者と当社の交渉の経緯等

当社及びアローは、何らかの形による戦略的事業提携の可能性を模索する目的で、平成 22 年 7 月に、日本で初めて接触いたしました。当社とアローとの間の 2 回目の会議は平成 22 年

10月に米国で行われ、続いて平成22年12月及び平成23年1月に行われた当社及びアロー間の会議においては、アローから、アローによる当社への投資又はアローによる買収の可能性が提案され、話し合われました。なお、上記の話し合いにおいては、当社が、アローによる財政支援及び営業上の支援を得ながら事業を拡大する可能性に関する検討も行われました。その後、当社とアローとの間におけるかかる話し合いは、平成23年の夏まで継続されました。

かかる協議を重ねた結果、当社といたしましては、アローのグループに参画することにより、以下のようなシナジーの実現が想定され、かかるシナジーの実現は当社の企業価値の向上に資するものと判断するに至りました。具体的には、(i) 当社のグローバル市場での事業拡大の加速、(ii) 仕入先サプライヤの開拓と関係強化、(iii) 顧客開拓や商品・サービスの共同開発、(iv) システムの共同開発による投資拡大、1社での投資負担の軽減、(v) 物流拠点の共同利用といった協働体制によるコスト削減効果、最適配送によるリードタイム短縮ならびに顧客の利便性の向上、(vi) 更なる財務基盤の安定化等といったシナジー効果の享受を見込んでおります。

他方、アローは、当社を買収することで、インターネットを通じた電子部品の販売事業という成長セグメントを中心に自らのビジネスの地理的範囲をさらに拡大し、戦略的なアプローチを世界的に加速することが可能になると判断するに至ったとのことです。

## (二) 完全子会社化の必要性

アロー及び公開買付者によれば、アローは当社を完全子会社化することによって、当社が、アローの幅広い顧客ベース、仕入先ベース、経営能力をより効率的に利用することが可能になることを通じ、当社自身の事業についても大きく成長させることができると考えているとのことです。また、アローは、当社とアローとが共同で顧客開拓や商品サービスの開発を行うことで両社の企業価値をより拡充するシナジー効果が得られるものと考えているとのことです。以上のような効果を得るため、アローは、平成23年8月に、当社を完全子会社化することを決断するに至ったとのことです。公開買付者は、本公開買付けの終了後、当社の発行済株式の全てを取得して当社を完全子会社化することを企図しているとのことですが、現在具体的な計画はないものの、アローは公開買付者を通じて当社を完全子会社後、当社に追加投資を行う可能性があるとのことです。

## (ホ) 本公開買付け終了後の経営方針

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の取締役の一部については従前の役職は維持しつつ、アローから数名の代表を当社の取締役会の構成員として指名し、当社を一つの別個の事業単位として位置づけつつ、独立した会社として運営し、「[www.chiplstop.com](http://www.chiplstop.com)」のサービスブランド及び従前の従業員を維持しつつその運営を拡大していくことを検討しているとのことです。

以上(ハ)乃至(ホ)の内容を踏まえ、当社は、公開買付者による当社の完全子会社化は当社の企業価値向上に資するものと判断するに至り、平成23年8月8日開催の取締役会において、公開買付者が当社を完全子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格（以下、「普通株式買付価格」といいます。）は、当社の株主の皆様にとって後記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の株主の皆様にとって妥当なものであり、本公開買付けは当社の全

ての普通株式の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社普通株式の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することといたしました。

また、当社取締役会は、本新株予約権のうち、第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、新株予約権に係る公開買付価格の妥当性についての検証を行っていない上、その買付価格は1円と決定されたことから、上記各新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様のご判断に委ねることといたしました。他方、第8回（ろ）新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については、普通株式買付価格から権利行使価格をそれぞれ控除した買付価格が設定されており、実質的に普通株式買付価格と同等であることから、上記各新株予約権に係る買付価格は、新株予約権者の皆様にとって妥当であると判断し、上記各新株予約権の新株予約権者の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨することといたしました。第8回（い）新株予約権については、平成23年8月8日時点での当該権利は全て取得済みであり存在しないことから、当該権利に関する決議は特段行っておりません。

なお、当社は、平成23年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの成立、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様から当社に対して会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行っております。また、当社は、同日開催の取締役会において、公開買付者が本新株予約権を買い付けた場合には、各新株予約権の内容に応じて本新株予約権の行使を承認する旨の決議を行っております。

### （3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針につき、次の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、当社の発行済株式及び本新株予約権の全てを取得する予定とされております。なお、公開買付者によれば、本公開買付けにより、公開買付者が、当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社の発行済株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部取得（自己株式を除きます。）と引き換えに別個の種類の当社株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定であるとのことです。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①が承認された場合、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定であるとのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会におい

て上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会を原則として平成 23 年 11 月中を目処に実施するよう、当社に対して要請する予定であるとのことです。当社の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、新たに発行される別個の種類の当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、当社普通株式買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社の完全子会社化を実施するために、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となることを予定しているとのことです。

もっとも、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、その実施方法に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者が当社の完全子会社化を実施する場合には、当社の株主に対して、関係法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用することが予定されております。これらの場合における当該金銭の額についても、普通株式買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と原則として同一となるように算定されることが予定されているとのことです。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a) 上記②に関する当社の定款変更に際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、当社の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b) 上記③が当社の株主総会において決議された場合には、同様の趣旨により、会社法第 172 条及びその他関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a) 又は (b) の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断によることとなります。加えて、当該請求又は申立てに関する所要の手続につきましては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

上記は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、当社の株主総会における株主各位の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募、当社が新たに発行する株式が 1 株に満たない場合の金銭交付及び少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく当社普通株式の買取等に関する税務上の取扱につきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認下さいますようお願いいたします。

#### （４）公開買付者との間の公開買付契約の締結

当社は、公開買付者との間で、平成 23 年 8 月 8 日付で公開買付契約（TARGET TOB AGREEMENT）を締結しております。その概要は以下のとおりであります。

（い）当社は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛同する旨の意見表明報

告書を提出するものとする。

(ii) 当社は、契約締結日から本公開買付けの決済日までの間、(a)株主宛レターを公開買付者との連名で送付すること、(b)新株予約権者をして、本新株予約権又は本新株予約権の行使により得られた株式を応募させること、及び(c)従業員及び役員持株会をして、保有する株式を応募させること等に関して、公開買付者に最大限協力するものとする。

(iii) 当社は、契約締結日から完全子会社化手続完了までの間、原則として、従前の業務と一貫性のある通常の業務の範囲内で、適用法令等に従ってその業務を行うものとする。

(iv) 当社は、公開買付者が完全子会社化を達成するために必要な手続を全て履践するものとする（本公開買付けの終了後、公開買付者以外の者が保有する本新株予約権を放棄させるために最大限の努力を行うことを含む。）。

(v) 当社は、公開買付者が望む内容の雇用・委任契約を、本公開買付けの終了後直ちに、公開買付者が指定する当社の役職員との間で締結するよう最大限努力するものとする。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、本日現在、東証マザーズ市場に上場されております。公開買付者は、本公開買付けにおいては上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、買付予定の株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果、東証マザーズ市場における上場廃止基準に該当した場合、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で上場廃止基準に該当しない場合でも、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社の完全子会社化を実施することを予定しているとのことですので、その場合にも、当社普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、上場廃止後は、当社普通株式を東証マザーズ市場において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されますが、当社は後記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、少数株主の利益に配慮し、本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じております。

#### (6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を実施しております（公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

なお、普通株式買付価格である1株当たり220,000円は、本公開買付けの開始についての公表日である平成23年8月8日の前営業日である平成23年8月5日の東証マザーズ市場における当社の普通株式終値79,900円に対して175.34%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成23年8月5日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値73,041円に対して201.20%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月の終値の単純平均値72,318円に対して204.21%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月の終値の単純平均値70,182円に対して213.47%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

#### ① 当社における独立した第三者からの株式算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者（その関係会社を含みます。）から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして選定した上で、普通株式

買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、当社の株式価値の算定を依頼しました。ブルータスは、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）、市場株価法及び類似会社比較法の各手法によって当社の株式価値の算定を行い、当社はブルータスから平成 23 年 8 月 5 日付で株式価値算定書を取得しております。

なお、当社は、ブルータスから普通株式買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、当社は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておりません。

ブルータスによる当社普通株式の 1 株当たり価値の範囲は以下のとおりです。

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| DCF 法   | : 180,345 円から 225,372 円 |
| 市場株価法   | : 70,182 円から 79,900 円   |
| 類似会社比較法 | : 200,607 円から 219,652 円 |

まず、DCF 法では、当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、平成 23 年 7 月 22 日に発表された平成 23 年 12 月期第 2 四半期及び通期業績予想の修正、その他一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 12 月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを当社の事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を評価し、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 180,345 円から 225,372 円までと算定しております。

次に、市場株価法では、平成 23 年 8 月 5 日を基準日として、東証マザーズ市場における当社普通株式の基準日終値（79,900 円）、平成 23 年 7 月 22 日付業績予想の修正公表後の終値平均値（75,230 円）、直近 1 ヶ月の終値平均値（73,041 円）、直近 3 ヶ月の終値平均値（72,318 円）及び直近 6 ヶ月の終値平均値（70,182 円）を基に、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 70,182 円から 79,900 円までと算定しております。

最後に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 200,607 円から 219,652 円までと算定しております。

## ② 当社における取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成 23 年 8 月 8 日に開催された当社取締役会において、当社ファイナンシャル・アドバイザーであるブルータスによる当社株式に係る株式価値算定書等を慎重に検討の上、公開買付者と本公開買付応募契約（高乗氏）を締結している高乗氏を除く当社取締役 3 名全員（社外取締役 1 名を含みます。）の出席を得て、その全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて各自の判断に委ねる旨、並びに第 8 回（ろ）新株予約権、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、当社監査役 4 名（常勤監査役 1 名及び社外監査役 3 名を含みます。）は、その全員が上記取締役会に出席し、その全員が当社取締役会が上記の決議を行うことに関して、異議がない旨の意見を述べております。

## ③ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に定められた買付け等の期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間

(以下、「公開買付期間」といいます。)を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切に判断する機会が確保されております。

#### ④ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の約66.7%に相当する21,396株を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなります。このように、公開買付者は、本公開買付応募契約を締結した大株主の図研及び高乗氏等の保有株式の合計数は13,976株(高乗氏の保有する本新株予約権812個に係る株式数(812株)を含みます。保有割合にして43.57%。)にとどまるところ、それらの応募に加えて、当社が所有する自己株式以外の当社普通株式のうちの相当数(7,420株以上)の応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととしており、これにより、当社の株主及び新株予約権者の意思の尊重を図るとともに、本公開買付けの公正性が保たれております。

### 3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、当社普通株式8,240株(保有割合にして25.69%)を保有する筆頭株主である図研との間で平成23年8月8日付で本公開買付応募契約(図研)を締結しているとのことです。また、公開買付者は、当社普通株式4,724株及び本新株予約権812個(保有割合にして17.26%)を保有する第二位株主であり、かつ当社代表取締役社長である高乗氏及びKenny B. (保有する当社普通株式200株、保有割合にして0.62%)との間で平成23年8月8日付で本公開買付応募契約(高乗氏)を締結しているとのことです。

公開買付者によれば、本公開買付応募契約(図研)で、図研は、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付応募契約の規定に従って、その保有する当社普通株式の全部について本公開買付けに応募することに同意しているとのことです。また、図研による応募の義務は、①公開買付者が本公開買付けを開始し、法令上必要となる重要な手続を行っていること、②本公開買付応募契約に定める買主による表明保証(設立の適法性、契約締結の正当な権限、強制執行可能性、法令等との不抵触及び必要な許認可等の取得)が全ての重要な点において真実であること、③公開買付者が本公開買付応募契約上の義務(契約違反の際の通知義務及び契約事項の遵守義務)を全ての重要な点において履行していること、及び④仮処分等により本公開買付けの実行が禁止されておらず、かつ本公開買付けを違法とする法令等がないことが前提条件とされているとのことです。但し、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、図研が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。

また、公開買付者によれば、本公開買付応募契約(高乗氏)で、高乗氏等は、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付応募契約の規定に従って、それぞれが保有する当社普通株式及び本新株予約権の全部について本公開買付けに応募することに同意しているとのことです。また、高乗氏等による応募の義務は、①公開買付者が本公開買付けを開始し、法令上必要となる重要な手続を行っていること、②本公開買付応募契約に定める買主による表明保証(設立の適法性、契約締結の正当な権限、強制執行可能性、法令等との不抵触及び必要な許認可等の取得)が全ての重要な点において真実であること、③公開買付者が本公開買付応募契約上の義務(契約違反の際の通知義務及び契約事項の遵守義務)を全ての重要な点において履行していること、及び④仮処分等により本公開買付けの実行が禁止されておらず、かつ本公開買付けを違法とする法令等がないことが前提条件とされているとのことです。但し、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、高乗氏等が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。

4. 公開買付者又はその特別利害関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。
8. 今後の見通し  
上記2.(2)②「本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」、(3)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び(5)「上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照下さい。
9. 本公開買付けの概要  
添付書類のアロー・エレクトロニクス・インクの開示資料（「アロー・エレクトロニクス・インク、株式会社チップワンストップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの開始を発表」）をご参照下さい。

以 上

プレスリリース

2011 年 8 月 8 日

アロー・エレクトロニクス・インク

**アロー・エレクトロニクス・インク、株式会社チップワンストップの  
普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの開始を発表**

2011 年 8 月 8 日—米国電子部品販売大手のアロー・エレクトロニクス・インク（NYSE-ARW）（以下、「アロー」といいます。）は、インターネットを通じた電子部品の販売を通じて、日本市場でのビジネスを加速させることを目的に、同社の日本における既存の子会社であるアロー・エレクトロニクス・ジャパン合同会社が全額出資するアロー・チップワンストップ・ホールディングス合同会社（以下、「アロー・チップワンストップ・ホールディングス」といいます。）を通じて、株式上場会社（東京証券取引所マザーズ市場 証券コード 3343）である株式会社チップワンストップ（以下、「チップワンストップ」といいます。）の発行済普通株式（チップワンストップの自己株式は除きます。）及び新株予約権の全てを公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを発表しました。

本公開買付けにおける買付価格は、普通株式 1 株当たり 220,000 円としております（新株予約権については、行使価額等個別の新株予約権の条件等に鑑み、個別の新株予約権ごとに買付価格を定めております。）。本公開買付けの買付期間は、2011 年 8 月 9 日から 9 月 20 日までの 30 営業日を予定しております。

2001 年に設立されたチップワンストップは、Web サイトを通じ、電子部品のインターネット通販を提供している会社です。アローは、チップワンストップを完全子会社化することによって、チップワンストップがアローの幅広い顧客・仕入先網及び経営能力をより効率的に利用することが可能になり、チップワンストップの事業を大きく成長させることができるものと考えております。またアローは、アローとチップワンストップが共同で顧客開拓や商品サービスの開発を行うことで両社の企業価値をより拡充するシナジー効果が得られるものと考えております。アローのグローバル・コンポーネント事業部門プレジデントである Peter T. Kong は、「チップワンストップは、アローが世界最大の市場の一つである日本においてプレゼンスを高める機会を提供してくれる」、また、「本取引はアローの電子商取引の拡大・強化に寄与し、重要な日本市場において、アローの設計・デザイン及び営業力を広く浸透させること、また、チップワンストップの事業拡大に協力することが可能になる」とコメントしています。

本公開買付けの成立には買付予定数（32,077 株）の 66.7%に値する株券等の応募が必要となりますが、アロー・チップワンストップ・ホールディングスはすでに買付予定数の 43.57%に相当する株式数を保有するチップワンストップの大株主 2 名（株式会社図研及びチップワンストップの代表取締役社長の高乗正行氏（その資産管理会社を含みます。)) から、原則として、それぞれが保有するチップワンストップの普通株式及び新株予約権の全部について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。本公開買付け成立後は、アロー・チップワンストップ・ホールディングスは、日本の法令に従った必要かつ適切な手続きにより、本公開買付けに応募されなかった全株式（チップワンストップの自己株式は除きます。）を取得する予定です。かかる手続きの完了後、チップワンストップはアロー・チップワンストップ・ホールディングスの完全子会社となり、東京証券取引所マザーズ市場において上場廃止となる予定です。

#### **アロー・エレクトロニクス・インクについて (NYSE:ARW)**

アローは、1946 年に設立され、1979 年にニューヨーク証券取引所に上場を果たした米国上場企業であり、電子部品及び企業向けコンピューティング・ソリューションの産業用ユーザー及び商業用ユーザーに対して、製品、サービス及びソリューションを提供する世界的な販売業者です。アローは、ニューヨーク州メルビルに本社を置き、世界 52 カ国、340 箇所を超える地域におけるグローバル・ネットワークを通じて、1,200 社を超えるサプライヤー、並びに 115,000 社を超える相手先ブランド製造業者（OEM）、契約製造業者（CM）及び法人顧客のサプライチェーン・パートナーとして機能しております。2010 年 12 月末時点におけるアローの売上は 18,745 百万ドル、従業員数は 12,700 人となっております。

#### **株式会社チップワンストップについて（東証マザーズ 証券コード 3343）**

チップワンストップは、電子部品・半導体のネット通販サイトである「[www.chip1stop.com](http://www.chip1stop.com)」を通じ、顧客視点に立った電子部品の流通サービスを提供しております。同 Web サイトでは、エンジニアの総合プラットフォームとして、エレクトロニクス業界の設計・開発技術者及び購買担当者に対し、試作・開発用の少量多品種の電子部品をメーカーや品目の区別なく「少量から」「一括で」かつ「短納期で」販売しております。また、全ての商品に対して見積依頼が可能となっており、99%以上のご注文がインターネットにて行われております。2011 年 6 月 30 日現在、約 700 社のサプライヤーとの取引があり、約 800 万点という世界最大級の部品情報（技術・在庫・価格・納期などの情報）データベースを保有しており、すぐに納品できる即納在庫点数は 100 万点以上を用意しています。また、同 Web サイトは約 107,000 名（約 36,600 社）（2011 年 6 月 30 日現在）の登録 Web 会員にご利用されております。

**プレスリリースに関するお問い合わせ先**

アロー・エレクトロニクス・インク

ヴァイスプレジデント・財務担当 Michael Taunton

TEL: (米国) 1-631-847-5680 Email: mtaunton@arrow.com

**本公開買付けの応募手続に関するお問い合わせ先**

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（公開買付代理人）の専用フリーコール、  
または三菱UFJモルガン・スタンレー証券ホームページにてご確認ください

TOB お問合せダイヤル：0120-532-347（平日 9:00～17:00）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券ホームページ：<http://www.sc.mufg.jp/>